

# 「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に対する意見

平成24年8月27日

一般社団法人 第二地方銀行協会

## （総論）

- 当業界では、これまでも、国民経済的観点から、真に望ましい郵政民営化が図られるためには、①規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③内部管理態勢の整備が必要である旨を主張してきたが、今回の所見案では、当業界の主張が十分反映されていない。
- 郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間においては、官業と見做さざるを得ず、公平な競争条件は確保されないことから、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は認められるべきではない。仮に、公平な競争条件が確保されないまま新規業務が認められた場合には、民間金融機関の業務を圧迫し、ひいては地域経済、地域金融に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

## （各論）

### 1. 郵政民営化と新規業務

#### （1）民営化の意義と金融二社のビジネスモデル

所見案では、肥大化したバランスシートの規模縮小については指摘せず、「自ずから決まる」としているのみである。郵便貯金銀行の民間金融システムへの円滑な統合、内包する金利リスクの低減という観点からは、バランスシートの規模縮小を図ることが必要であり、そのためには、計画的かつ実効性ある措置（預入限度額の引下げ等）を講じることが必要である。

#### （2）経営の現状

所見案では、郵便貯金銀行の貯金残高について、「減少が止まりつつあるものの、大幅な資金流出が続いている」としているが、郵便貯金銀行の貯金残高（6月末現在：約176兆円）は、当協会会員行42行の預金合計（約59兆円）の約3倍の規模を有している。新規業務の調査審議を行う場合には、こうした巨大な郵便貯金銀行が民間の業務分野に参入することになる点を十分に検証すべきである。

#### （3）政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置

所見案では、『「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくもの』とされているが、そもそも、郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間は、官業と見做さざるを得ず、公平な競争条件は確保されない。特に、金融危機の局面においては、こうした「暗黙の政府保証」が、預金者等の行動に影響を及ぼす恐れがある。

#### (4) 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備

所見案では、「民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然」とされているが、仮に、内部管理態勢が不十分なまま新規業務に参入すれば、顧客保護に反することはもとより、金融システムに無用の混乱を招きかねない。したがって、新規業務について認可申請が行われた場合には、郵便貯金銀行の内部管理態勢について、政府及び郵政民営化委員会が十分かつ慎重に検証するとともに、その検証結果を公表し、説明すべきである。

## 2. 新規業務に関する調査審議の方針

- 郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間においては、官業と見做さざるを得ず、公平な競争条件は確保されないことから、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は認められるべきではない。仮に、公平な競争条件が確保されないまま新規業務が認められた場合には、民間金融機関の業務を圧迫し、ひいては地域経済、地域金融に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。
- 郵便貯金銀行に政府の間接出資が残り、公平な競争条件が確保されていない以上、新規業務については、政府及び郵政民営化委員会が事前に、厳正かつ慎重な審査を行うべきである。所見案では、個別業務の調査審議について、「地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求める」とされているが、特に事前の検証を徹底し、利用者や地域金融に無用の混乱を招くことのないよう対応すべきである。
- 所見案では、「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない」とされている。しかしながら、郵政民営化法の基本理念（注）を踏まえれば、新規業務については、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備等の観点から慎重に調査審議すべきである。

（注）郵政民営化法第2条（基本理念）では、「郵政民営化は、（中略）同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」と規定されている。

以 上